

台風19号で被害を受けた方へ

台風19号で被害を受けた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

市では、被害を受けた方の総合相談窓口を開設しています。また、被害の程度によって、税・保険料などの減免等が受けられる場合があります。

◆台風19号被害に関する総合相談窓口

相談内容	受付担当課
総合相談窓口 (全般的な相談)	生活安全課 電話 973-2111 内線 613・614 電話 973-2126 (直通)
り災証明書の発行 ※住家の被害の程度を証明するものです。	資産税課 電話 973-2111 内線 114・115
被災証明書の発行 ※住家以外の構造物(店舗、倉庫、カーポートや門扉など)、車両、家財などが被災した事実を証明するものです。	危機管理室 電話 973-2723 (直通)
災害援護資金の貸付	地域・生活福祉課 電話 973-2111 内線 161
被災者生活再建支援金の支給 ※住宅が全壊又は大規模半壊した世帯(やむを得ず解体した半壊世帯を含む。)に支援金を支給するものです。	地域・生活福祉課 電話 973-2111 内線 161
災害ごみの処理	資源循環推進課(クリーンセンター内) 電話 973-1010 ※持ち込みの場合は、要連絡
道路関係(市道、水路、公園)	道路公園課 電話 973-2111 内線 265・266 ※国道、県道、河川については、飯能県土整備事務所(電話 042-973-2281)へ。
消毒	環境緑水課 電話 973-2111 内線 703・704
浄化槽	環境緑水課 電話 973-2111 内線 701・702
森林、林道関係	森林づくり推進課 電話 973-2111 内線 603・604 ※埼玉県の管理林道については、埼玉県川越農林振興センター(電話 042-973-5759)へ。

農業被害	農業振興課 電話 973-2111 内線 601
上下水道及び未給水地域の給水	水道業務課 電話 973-2111 内線 215・216
ボランティアの受付	飯能市社会福祉協議会(総合福祉センター内) 電話 042-973-0022

◆税・保険料などの減免等

被害の程度によって、減免などが受けられる場合があります。

減免などの内容	受付担当課
固定資産税・都市計画税の減免 ※地すべりや家屋の破損等による被害が著しく、土地家屋の効用及び価値が一定以上減じた方	資産税課 電話 973-2111 内線 111～115
市・県民税の減免 ※居住用の家屋又は家財が一定以上の被害を受けた方	市民税課 電話 973-2111 内線 123
市税の徴収猶予 ※市税の納税相談・徴収の猶予	収税課 電話 973-2111 内線 131～136
国民健康保険税の減免・一部負担金の減免	保険年金課 電話 973-2111 内線 141・142
後期高齢者医療保険料の減免・一部負担金の減免	保険年金課 電話 973-2111 内線 144・145
介護保険料の減免・利用料の減免	介護福祉課 電話 973-2111 内線 186
国民年金保険料の免除	保険年金課 電話 973-2111 内線 118・149
保育所保育料の減免	保育課 電話 973-2119 (直通)
児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格者 所得制限の特例措置	子育て支援課 電話 973-2111 内線 155・156
上下水道料金の減免 ※応急給水を含む。	水道業務課 電話 973-2111 内線 215・216 下水道課 電話 973-2111 内線 202・203